

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、公益社団法人等寄附金特別控除を受ける場合

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

手順3
18ページ参照

税務署長 平成27年2月16日 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA0110

住所: 〇〇市△△町X-X-X-X
フリガナ: コノセ イタロウ
氏名: 国税 太郎
性別: 男 世帯主の氏名: 国税 太郎 世帯主との続柄: 本人
生年月日: 3/46/11/16 電話番号: X-X-X-X-X-X-X-X

収入金額等		所得金額		所得控除		税		その他	
給与	7140000	給与	5226000	社会保険料控除		課税される所得金額	2652000	配偶者の合計所得金額	
公的年金等		雑		小規模企業共済等掛金控除		上の②に対する税額	167700	給与・一時所得の所得税及び復興特別所得税の遡及徴収税額	
その他		配当		生命保険料控除		配当控除		所得税及び復興特別所得税の申告納税額	00
配当		一時		地震保険料控除		政党等寄附金等特別控除	39200	還付される税金	40002
一時		合計	5226000	寡婦・寡夫控除	0000	災害減免額		延納届出額	000
合計	5226000	合計	5226000	勤労学生・障害者控除	0000	再帰引所得税額	128500	還付される税金	
社会保険料控除		社会保険料控除		配偶者(特別)控除	0000	復興特別所得税額	2698	申告期限までに納付する金額	00
小規模企業共済等掛金控除		基礎控除	2573197	扶養控除	0000	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	171200	延納届出額	000
生命保険料控除		雑損控除		基礎控除	0000	外国税額控除			
地震保険料控除		医療費控除		寄附金控除		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額			
寡婦・寡夫控除	0000	寄附金控除		合計	2573197	所得税及び復興特別所得税の申告納税額			
勤労学生・障害者控除	0000	合計	2573197						
配偶者(特別)控除	0000								
扶養控除	0000								
基礎控除	0000								
⑥から⑩までの計	2573197								
雑損控除									
医療費控除									
寄附金控除									
合計	2573197								

※ 復興特別所得税額⑤欄の記入をお忘れなく。

還付される税金: 40002

延納届出額: 000

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
30ページ参照
手順4
29ページ参照

手順5
33ページ参照
該当する事項がある方のみ記入

手順5
33ページ参照
還付される税金のある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例② 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例③

80000
~~70000~~

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

(参考) 「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者	住所又は居所	〇〇市△△町×-×-×		氏名	コガセイ タロウ		税務上の住所	国税 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
給与・賞与	7,140,000	5,226,000	2,573,197	171,200						
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
○	1	1	1	1,057,197	105,000	21,000	90,000			
妻 良子	子 一郎 二郎(年少)									
1人	1人									
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-×-×		氏名又は名称	〇〇産業株式会社					
(電話) ××-××××-××××										

寄附先の所在地・名称 公益社団法人 △△
公益社団法人等に対する寄附金の額 100,000円

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

32ページ参照

手順6
34ページ参照

平成 26 年分の所得及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-×-×
氏名 コガセイ タロウ
氏名 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給与 〇〇産業株式会社	7,140,000	171,200

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
国税 二郎	子	18.6.1	

給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択 給与から差引き 自分で納付

○ 特例適用条文等 指法 4/1803

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

【公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

氏名 国税太郎

(平成 26 年分)

この明細書は、平成 26 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	100,000	公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。 (公益社団法人等寄附金の内訳) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th style="text-align: left;">寄附先の名称</th> <th style="text-align: left;">寄附年月日</th> <th style="text-align: right;">金 額</th> </tr> <tr> <td>公益社団法人〇〇</td> <td>平26.3.7</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>平 . .</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 . .</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	寄附先の名称	寄附年月日	金 額	公益社団法人〇〇	平26.3.7	100,000円	平 . .			平 . .		
	寄附先の名称	寄附年月日	金 額													
	公益社団法人〇〇	平26.3.7	100,000円													
平 . .																
平 . .																
①以外の寄附金の額	②	0														
① + ②	③	100,000														
所得金額の合計額	④	5,226,000	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。 申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。													
④ × 40%	⑤	2,090,400														

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	2,090,400	申告書A第一表は⑥の金額、申告書B第一表は⑦の金額を転記してください。
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	100,000	
2千円 - ②	⑧	2,000	申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除(申告書Aは⑧~⑩欄、申告書Bは⑪~⑬欄)に転記してください。 ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑯の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑰の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	39,200	
平成 26 年分の所得税の額	⑩	167,700	
⑩ × 25%	⑪	41,900	※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	39,200	

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○ 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。

また、①「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②公益社団法人等寄附金を受領した公益社団法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）並びに③行政庁等のその法人が公益社団法人等の要件を満たすことを証する書類の写しを確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。